

一般事業主行動計画

医療法人歓喜会行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、また、女性の職業生活における活躍を支援するために、次のとおり行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年4月1日～令和9年3月31日までの3年間

2. 内容

目標1

育児休業取得後の職場復帰率100%を目指す。

妊娠、出産、育児などの理由により女性職員が法人を離職することなく継続して就労することを定着させるとともに男性職員についても育児参加など育児休業制度などの職員への周知を行い、仕事と育児の両立を支援する体制を整える。

また、退職した女性職員でその理由が解消した者の再雇用を進め、職員への周知と退職した者への積極的な通知と要請を行う。

目標2

令和9年3月までに、従業員全員の所定外労働時間を、1人当たり月10時間未満、年間100時間未満とする。

令和6年4月～ 所定外労働の現状把握と原因の分析を行い、未達成部署における問題点の検討と管理職を対象とした意識改革のための研修を行う。

目標3

職員の年次有給休暇平均取得率を80%以上となるようにする。

令和6年4月～ 年次有給休暇の取得状況を把握し、管理職研修を行い各部署において年次有給休暇の取得計画を策定、職員への周知を行う。